

(お知らせ)

神奈川県における在日米軍施設・区域の返還等について

26. 3. 25
防 衛 省

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会において、別添内容のとおり日米間で認識が一致しましたのでお知らせします。

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会
の協議内容

- 1 平成16年に返還方針について合意済みの深谷通信所及び上瀬谷通信施設の具体的な返還時期、並びに平成23年11月の日米合同委員会で合意された「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における米軍家族住宅及びその支援施設の所要等に係る基本的な事項について、日米双方で協議を行い、次のとおり認識が一致した。
 - (1) 深谷通信所については、本年6月末までの返還を目途に、速やかに返還に向けた手続を開始する。
 - (2) 上瀬谷通信施設については、平成27年6月末までの返還を目途に、近い将来返還に向けた手続を開始する。
 - (3) 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域に整備する米軍家族住宅については、現計画の鉄筋コンクリート造3階建て連棟式共同住宅等385戸を同2階建て連棟式共同住宅等171戸に変更する。
- 2 上記の内容については、今後、地元関係自治体に説明した上で、日米合同委員会の承認を得るため、同委員会に報告される。同委員会の承認が得られた後は、施設調整部会及び施設整備・移設部会の場で所要の協議・調整が進められることとなる。

○平成16年10月 日米合同委員会合意(6施設・区域の返還方針関係抜粋)

4 日米双方で協議した結果、次の諸点について日米間の認識が一致したところである。

(1) 施設・区域の返還に関し：

ア 本件協議内容が日米合同委員会により最終的に承認されれば、個々の施設・区域における現在の使用が終了した時点で、以下の施設・区域については、必要性がなくなるため、返還に向けた手続きが開始される。

① 上瀬谷通信施設（一部）

② 深谷通信所

③ 富岡倉庫地区

④ 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域の飛び地部分（約1.2ヘクタール）

イ 根岸住宅地区については、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設が完了した時点で返還される。

ウ 上瀬谷通信施設の残余部分（住宅及び支援施設が所在する地区等）については、現在の使用が終了し、それによりその必要性がなくなった時点で、返還に向けた手続きが開始される。

エ 小柴貯油施設については、他の施設・区域と同様、引き続き、その必要性を検討し、必要性がなくなった時点で返還されることとなる。

当該施設・区域の一部については、米側は、早期返還の達成に向けて、所要の措置をとる。

○平成23年11月 日米合同委員会合意(家族住宅等の基本的事項関係抜粋)

2 家族住宅及びその支援施設の所要等に係る基本的な事項として、横浜市からの要望である緑・自然環境の保全等を踏まえ、次のとおり日米間で認識が一致したところである。

(1) 家族住宅は、鉄筋コンクリート造3階建て連棟式共同住宅等（385戸）として整備する。

(2) 支援施設の総延べ床面積（建築基準法による延べ床面積）は、27,455㎡以下とする。

(3) 各建物の高さは20m以下とし、建ぺい率は30%以下、容積率は80%以下とする。